

JIS原案等パブリックコメント実施リスト

注記
 1: 意見及び異議受付期間は、令和7年6月2日～令和7年7月1日
 2: 区分aは、JIS規格原案又はTS原案若しくはTR原案の別を記載
 3: 区分bは、制定、改正の別を記載
 4: 対応国際規格は、対応国際規格が判明している場合に記載

No	区分a	区分b	JIS規格番号等	JIS規格原案等の名称	JIS規格原案等の英文名称	JIS規格原案等の適用範囲	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	原案作成者
1	JIS	制定		自動ドア開閉装置の性能要求事項	Performance requirements for automatic door systems	この規格は、建築物の開閉部に用いる自動ドア開閉装置の性能要求事項について規定する。	主な規定項目は、次のとおり。 ・適用範囲 ・引用規格 ・用語及び定義 ・必須性能 ・任意性能 ・表示			全国自動ドア協会 一般財団法人日本規格協会
2	JIS	制定		加硫ゴム及び熱可塑性ゴム耐摩耗性の求め方－第3部：回転円筒式摩耗試験	Rubber, vulcanized or thermoplastic－Determination of abrasion resistance part 3 using a Rotating cylindrical drum device type abrasion	この規格は、加硫ゴム及び熱可塑性ゴムの耐摩耗性を求めるための回転円筒式摩耗試験機を用いた試験方法を規定する。	主な規定項目は、次の通り。 ・適用範囲 ・引用規格 ・用語及び定義 ・原理 ・試験装置 ・校正 ・試験片 ・試験温度 ・試験方法 ・結果の表し方 ・精度 ・試験報告書 ・附属書A(規定)研磨布の調整 ・附属書B(規定)基準試料及び当事者指定試料 ・附属書C(規定)校正周期	K6264-2	ISO 4649:2017, Rubber, vulcanized or thermoplastic－Determination of abrasion resistance using a rotating cylindrical drum device(MOD)	一般社団法人日本ゴム工業会 一般財団法人日本規格協会
3	JIS	制定		加硫ゴム及び熱可塑性ゴム耐摩耗性の求め方－第4部：改良ランボーン摩耗試験	Rubber, vulcanized or thermoplastic－Determination of abrasion resistance－Part 4: Improved Lambourn test	この規格は、改良ランボーン試験機を用いたゴムの耐摩耗性の測定方法について規定する。	主な規定項目は、次のとおり。 ・適用範囲 ・引用規格 ・用語及び定義 ・原理 ・試験装置 ・試験装置の校正 ・試験片 ・試験の一般条件 ・試験方法 ・試験結果のまとめ方 ・精度 ・試験報告書 ・附属書B(規定)校正計画 ・附属書JA(規定)摩耗試験用基準試料の配合及び加硫時間	K6264-2	ISO 23337:2016, Rubber, vulcanized or thermoplastic－Determination of abrasion resistance using the Improved Lambourn test machine(MOD)	一般社団法人日本ゴム工業会 一般財団法人日本規格協会
4	JIS	制定		加硫ゴム及び熱可塑性ゴム耐摩耗性の求め方－第5部：直立駆動摩耗輪式摩耗試験	Rubber, vulcanized or thermoplastic－Determination of abrasion resistance－Part 5: Driven, vertical abrasive disc type abrasion test	この規格は、駆動式の垂直研磨ディスクを使用して、加硫ゴム及び熱可塑性ゴムの耐摩耗性を求めるための試験方法について規定する。	主な規定項目は、次のとおり。 ・適用範囲 ・引用規格 ・用語及び定義 ・原理 ・試験装置 ・試験片 ・試験条件 ・試験方法 ・試験結果のまとめ方 ・試験報告書	K6264-2	ISO 23233:2016, Rubber, vulcanized or thermoplastic－Determination of resistance to abrasion using a driven, vertical abrasive disc + Amendment 1:2017(MOD)	一般社団法人日本ゴム工業会 一般財団法人日本規格協会
5	JIS	制定		加硫ゴム及び熱可塑性ゴム耐摩耗性の求め方－第6部：ウイリアムス摩耗試験、アクロン摩耗試験及びピコ摩耗試験	Rubber, vulcanized or thermoplastic－Determination of abrasion resistance－Part 6: Williams abrasion test, Akron abrasion test and Pico abrasion test	この規格は、加硫ゴム及び熱可塑性ゴムの耐摩耗性を求めるための試験方法について規定する。	主な規定項目は、次のとおり。 ・適用範囲 ・引用規格 ・用語及び定義 ・原理 ・試験条件 ・校正 ・ウイリアムス摩耗試験 ・アクロン摩耗試験 ・ピコ摩耗試験 ・附属書A(規定)摩耗試験用標準試料及び基準試料の配合並びに加硫時間	K6264-2		一般社団法人日本ゴム工業会 一般財団法人日本規格協会
6	JIS	制定		水輸送用圧力ポリエチレン管システム－第1部：通則	Polyethylene piping system for water supply under pressure－Part 1: General	この規格は、水輸送、例えば、農業用、工業用、冷却水用、消火用、漁業用、小水力発電用、消雪用、下水道用などに用いる圧力ポリエチレン管システム規格群のための、用語の定義、原材料、管及び継手について規定する。	主な規定項目は、次のとおり。 ・適用範囲 ・引用規格 ・用語及び定義 ・記号及び略号 ・材料 ・水質への影響 ・検査 ・附属書JA(規定)揮発成分試験方法	K6761	ISO 4427-1:2019, Plastics piping systems for water supply and for drainage and sewerage under pressure－Polyethylene (PE)－Part 1: General(MOD)	日本プラスチック工業連盟 一般財団法人日本規格協会

JIS原案等パブリックコメント実施リスト

注記

- 1: 意見及び異議受付期間は、令和7年6月2日～令和7年7月1日
- 2: 区分aは、JIS規格原案又はTS原案若しくはTR原案の別を記載
- 3: 区分bは、制定、改正の別を記載
- 4: 対応国際規格は、対応国際規格が判明している場合に記載

No	区分a	区分b	JIS規格番号等	JIS規格原案等の名称	JIS規格原案等の英文名称	JIS規格原案等の適用範囲	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	原案作成者	
7	JIS	制定		水輸送用圧力ポリエチレン管システム — 第2部・管	Polyethylene piping system for water supply under pressure- Part 2: Pipes	この規格は、水輸送、例えば、農業用、工業用、冷却水用、消火用、漁業用、小水力発電用、消雪用、下水道などに用いる圧力ポリエチレン管システム規格群のうち3種類の圧力ポリエチレン管について規定する。	主な規定項目は、次のとおり。 ・適用範囲 ・引用規格 ・用語及び定義 ・記号及び略号 ・種類 ・材料 ・一般特性 ・形状寸法 ・機械的性能 ・物理的性能 ・管の耐薬品性 ・性能要件 ・表示 ・検査 ・附属書A(規定)共押出層をもつ管 ・附属書B(規定)剝離可能な被覆層をもつ管	K6761	ISO 4427-2:2019, Polyethylene piping systems for water supply and for drainage and sewerage under pressure — Polyethylene (PE) — Part 2:Pipes(MOD)	日本プラスチック工業連盟	一般財団法人日本規格協会
8	JIS	制定		水輸送用圧力ポリエチレン管システム — 第3部・管継手	Polyethylene piping system for water supply under pressure- Part 3: Fittings	この規格は、水輸送、例えば、農業用、工業用、冷却水用、消火用、漁業用、小水力発電用、消雪用、下水道などに用いる圧力ポリエチレン管システム規格群のうち圧力ポリエチレン管の継手について規定する。	主な規定項目は、次のとおり。 ・適用範囲 ・引用規格 ・用語及び定義 ・記号及び略号 ・材料13 表示 ・一般特性 ・形状寸法 ・機械的性能 ・物理的性能 ・耐薬品性能 ・性能要件 ・表示 ・検査 ・包装及びこん(梱)包 ・附属書A(規定)ソケット形熱融着継手 ・附属書B(規定)加工継手 ・附属書D(規定)短期耐圧試験方法		ISO 4427-3:2019, Plastics piping systems for water supply and for drainage and sewerage under pressure— Polyethylene (PE) — Part 3: Fittings(MOD)	日本プラスチック工業連盟	一般財団法人日本規格協会
9	JIS	制定		電気ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機(ハイブリッド給湯機)の年間給湯効率測定方法	Measurement method of annual efficiency for hybrid water heaters	この規格は、主に一般家庭における入浴、台所、洗面などに使用する温水の供給設備用に設計・製造した給湯機であって、電動圧縮式・空気熱源方式のヒートポンプ及び液化石油ガス1)又は都市ガス2)を燃料とする補助熱源機、貯湯タンク、給湯制御機器、リモコンなどで構成する家庭用の電気ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機の給湯モードを用いた年間給湯効率推定方法について規定する。	主な規定項目は、次のとおり。 ・適用範囲 ・引用規格 ・用語及び定義 ・区分 ・試験 ・附属書A(ヒートポンプ加熱性能試験方法) ・附属書B(モード性能試験方法) ・附属書C(試験用計測器仕様) ・附属書E(ハイブリッド給湯器の仕様算定方法)			一般社団法人日本ガス石油機器工業会	一般財団法人日本規格協会
10	JIS	改正	A1551	自動ドア開閉装置の試験方法	Test method for automatic door systems	この規格は、建築物の開閉部に用いる自動ドア開閉装置の試験方法について規定する。	主な改正点は、次のとおり。 ・引き戸用及び開き戸用の駆動装置並びに検出装置(自動起動装置、手動起動装置及び検知保護装置)の性能について、次に示す試験方法を附属書に規定として追加する。 ・駆動装置: 定格消費電力、作動風速、耐衝撃性、引き戸用駆動装置の耐風圧性、発生音、引き戸用駆動装置の施錠保持力 ・検出装置: 定格消費電流又は定格消費電力、出力部の耐久性、自動起動装置[光線(反射)センサー、光電センサー、電波センサー]の検出範囲、手動起動装置の操作力、手動起動装置の機械的強度、手動起動装置の機械的耐久性、手動起動装置(フットスイッチ)の検知能力、検知保護装置の検出範囲、検知保護装置(拡散反射形能動的光電保護装置)の静止体検出時間			全国自動ドア協会	一般財団法人日本規格協会
11	JIS	改正	A5540	建築用ターンバックル	Turnbuckle for building	この規格は、建築物の筋かいなどに用いる建築用ターンバックルについて規定する。	主な改正点は、次のとおり。 ・利用実態のないM6及びM8のねじの呼び及び両ねじボルトを削除する【表A.3～10】。 ・製造実態を踏まえターンバックルボルトの溶接に関し、「溶接長さ」に加え、「溶接の幅及びその許容差」を追加する【表A.3～10】。 ・ターンバックルボルトの軸径の測定方法を、測定精度向上のためにJIS B1220(アンカーボルト)と同様の測定方法に変更する【箇条A.6.1】。			一般社団法人日本鋼構造協会	一般財団法人日本規格協会

JIS原案等パブリックコメント実施リスト

注記
 1: 意見及び異議受付期間は、令和7年6月2日～令和7年7月1日
 2: 区分aは、JIS規格原案又はTS原案若しくはTR原案の別を記載
 3: 区分bは、制定、改正の別を記載
 4: 対応国際規格は、対応国際規格が判明している場合に記載

No	区分a	区分b	JIS規格番号等	JIS規格原案等の名称	JIS規格原案等の英文名称	JIS規格原案等の適用範囲	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	原案作成者
12	JIS	改正	A5541	建築用ターンバックル胴	Body of turnbuckle for building	この規格は、主にJIS A 5540で規定する建築用ターンバックルに使用する建築用ターンバックル胴について規定する。	主な改正点は、次のとおり。 ・溶融鋳造めっき付きパイプ式の材料について、対応する“呼び寸法”に係る記載の誤りを修正するため、呼びをM10以上とする【表5】。 ・永久変形について、試験方法の合理化のため、鋼を引っ張る前後の長さを測定して求める方法から計測器デジタル化に対応するため、変位計による試験方法を追加する【箇条9.4】。 ・パイプ式の形状は自由とあるのを誤解が生じないよう締め付け固定のための形状(加工)が必要であることを明確に記載する【表3及び表6】。			一般社団法人日本鋼構造協会 一般財団法人日本規格協会
13	JIS	改正	B7502	製品の幾何特性仕様(GPS)一 寸法測定器—マイクロメータ	Geometrical product specifications (GPS) — Dimensional measuring equipment — Design and metrological characteristics of micrometers for measurements	この規格は、アナログ表示、機械式デジタル表示又は電子式デジタル表示の外側マイクロメータ、棒形内側マイクロメータ、歯厚マイクロメータ及びマイクロメータヘッドについて規定する。	主な改正点は、次のとおり。 ・“計測特性”の“全測定面接触誤差”において、その記号を対応国際規格に合わせて“J”から“E”に変更する。また、全測定面接触誤差を検査する場合の検査回数については規定がなかったが、最低5回と規定する。検査箇所については、今後、検討していく。 ・“計測特性”の“部分測定面接触誤差”において、その記号を対応国際規格に合わせて“E”から“V”に変更する。また、部分測定面接触誤差を検査する場合の検査回数については規定がなかったが、2回と規定する。検査箇所については、今後、検討していく。 ・“性能”において、精度許容値の一覧表を、精度の分類毎にクラス分けされた表(クラス0からクラス3までの表)として追加する。		ISO 3611:2023, Geometrical product specifications (GPS) — Dimensional measuring equipment — Micrometers for external measurements(MOD)	日本精密測定機器工業会 一般財団法人日本規格協会
14	JIS	改正	B7755	金属材料のシャルピーVノッチ衝撃試験—計装化シャルピー衝撃試験機	Metallic materials — Charpy V-notch pendulum impact test — Instrumented testing machine	この規格は、金属材料のVノッチ試験片を用いる計装化シャルピー衝撃試験の方法及びその計測・記録装置の要件について規定する。	主な改正点は、次のとおり。 ・適用範囲において、計装化されたシャルピー試験の解析結果は、破壊挙動に対する詳細情報が得られるものであるが、“構造物や部材に直接的には適用されない”、また、“設計計算及び安全性評価に直接的に使用してはならない”を追記する。 ・試験装置において、現行規格では吸収エネルギーKVは目盛盤のみであるが、角度表示についてデジタル表記が増えたこともありエンコーダを追加する。 さらに、全衝撃エネルギーWtと吸収エネルギーKVの差が±5Jを超えたら試験機を調査する規定から上記の差がKVの10%又は2Jのいずれか大きい方を超えたら調査する規定に変更する。 ・校正間隔において、計装波形に用いる衝撃刃を予め校正された衝撃刃と置き換える場合、“再校正することが望ましい。”に変更する。 ・記録装置において、現行規格では、衝撃波形算出の解析手順について、プリンターによるグラフ算出の記載があるが、実際に衝撃波形を取り込むには、高速(データサンプリング速度について1MHz 8000データの項目が追加記載された)のADボードを用い、その値を解析ソフトでグラフ化する必要がある。そのため、プリンターでは、高速にデータを取り込むことができないのでプリンターの記載を削除した文書に変更する。		ISO 14556:2023, Metallic materials — Charpy V-notch pendulum impact test — Instrumented test method(MOD)	一般社団法人日本試験機工業会 一般財団法人日本規格協会
15	JIS	改正	B8741-1	ファインバブル技術—ファインバブルの使用及び測定に関する一般原則—第1部:用語(追補1)	Fine bubble technology — General principles for usage and measurement of fine bubbles — Part 1: Terminology (Amendment 1)	この規格は、ファインバブル技術に関する用語及び定義について規定する。	主な改正点は、次のとおり。 ・用語及び定義において、“ファインバブル”、“ウルトラファインバブル”、“マイクロバブル”などの略号“FB”、“UFB”、“MB”を加える。 ・新たな技術に対応させて、“マイクロバブル発生システム”、“体積濃度インデックス”、“バブル破壊”などの用語及び定義を追加する。		ISO 20480-1:2017, Fine bubble technology — General principles for usage and measurement of fine bubbles — Part 1: Terminology + Amendment 1:2024 (IDT)	一般社団法人ファインバブル産業会 一般財団法人日本規格協会
16	JIS	改正	K1557-4	プラスチック—ポリウレタン原料ポリオール試験方法—第4部:塩基性度の求め方	Plastic—Polyols for use in the production of polyurethanes— Part 4: Determination of basicity	この規格は、ポリウレタンの原料として用いるポリエーテルポリオールに含まれる微量塩基性物質の求め方について規定する。	主な改正点は、次のとおり。 ・CPR値の単位改正 “ポリオール(試料)30 g中の塩基性物質のマイクロ当量値(ポリオール30 g中のミリ当量)” ➡ “括弧内を、“ポリオール30 kg中のミリ当量”に修正する。 ・ポリウレタンの英文タイトルの修正		ISO 14899:2022, Plastics— Polyols for use in the production of polyurethanes— Determination of basicity (IDT)	日本プラスチック工業連盟 一般財団法人日本規格協会
17	JIS	改正	K2246	防せい(錆)油	Rust preventive oils	この規格は、鉄鋼を主とした金属材料及び金属製品のさびの発生を、一時的に防止するために用いる防せい(錆)油について規定する。	主な改正点は、次のとおり。 ・気象庁1号百葉箱は製造が終了しているため、[百葉箱]と規定し、幅広く任意の百葉箱を使用可能とする。			一般社団法人日本防錆技術協会 一般財団法人日本規格協会
18	JIS	改正	K5665	路面標示用塗料	Traffic paint	この規格は、反面線、道路標示などに用いる塗料で、白及び黄色の路面標示用塗料について規定する。	主な改正点は、次のとおり。 ・密度及び圧縮強さの試験に用いるノギスについて、JIS B 7507にデジタルノギスが規定されている実態を受けて、“最小読取値0.02mm以下又は同等品”と表記を変更した。 ・JIS A 6909の内容を受けて、表A.1-路面標示用塗料1種及び2種の低温安定性の試験日数を変更した。 ・屋外暴露耐候性試験について規定されたアスファルトブロックが入手困難になったことを受けて、新規試験板として新規配合のアスファルトブロックを追加した。また、過去10年以上使用実績の無い試験板を削除し、使用実態に合わせて。			一般社団法人日本塗料工業会 一般財団法人日本規格協会

JIS原案等パブリックコメント実施リスト

注記
 1: 意見及び異議受付期間は、令和7年6月2日～令和7年7月1日
 2: 区分aは、JIS規格原案又はTS原案若しくはTR原案の別を記載
 3: 区分bは、制定、改正の別を記載
 4: 対応国際規格は、対応国際規格が判明している場合に記載

No	区分a	区分b	JIS規格番号等	JIS規格原案等の名称	JIS規格原案等の英文名称	JIS規格原案等の適用範囲	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	原案作成者
19	JIS	改正	K6264-1	加硫ゴム及び熱可塑性ゴム—耐摩耗性の求め方—第1部: 指針	Rubber, vulcanized or thermoplastic—Determination of abrasion resistance—Part 1: Guidance	この規格は、加硫ゴム及び熱可塑性ゴムの耐摩耗性を求める場合の指針について規定する。	主な改正点は、次のとおり。 ・適用範囲において、対応国際規格に整合させ、特定の製品の摩耗試験方法を規定しない旨を明記する。 ・用語及び定義において、対応国際規格の改定で追加された用語の追加、及び、ゴム用語のJIS(K6200)の定義と整合させる。 ・規定の表現において、対応国際規格での改訂点を反映させる。 ・規格の構成において、対応国際規格との整合を分かりやすくするため、構成順序を対応国際規格と同じにする。		ISO 23794:2023, Rubber, vulcanized or thermoplastic—Abrasion testing—Guidance(MOD)	一般社団法人日本ゴム工業会 一般財団法人日本規格協会
20	JIS	改正	K6380	パッキン及びガスケット用の加硫ゴム材料—性能区分	Rubber vulcanizates for packing and gasket—Classification of physical properties	この規格は、パッキン、ガスケット及びこれに類するゴム製品に使用する加硫ゴム材料の性能に基づく区分について規定する。	主な改正点は、次のとおり。 ・規格名称の変更 ・この規格がガスケット材料等にも適用できることを明確にするため、現行名称の『ゴムパッキン材料—性能区分』を『ゴムパッキン材料・ガスケット材料—性能区分』に変更 ・3.2基本性能の表1において耐熱性の区分J及びKについて、本来許容差が記載されるべき欄に試験方法が記載されていたため、JIS K6251等試験方法の記載欄を移動する。 ・引用規格JIS K6261の改正に対応して3.2の3)耐熱性で区分を「JIS K6261」から「JIS K 6261-2のB法」に変更。 ・圧縮永久ひずみの高温試験における試験終了方法について、引用規格JIS K6262の6.7.5b)にA、B、C法があることから、3.3物理特性の表4物理特性の表示区分の「注a)」に「試験の終了はJIS K 6262の6.7.5 b)のA法によって行う。」を追加する。			一般社団法人日本ゴム工業会 一般財団法人日本規格協会
21	JIS	改正	K7139	プラスチック—試験片	Plastics—Test specimens	この規格は、プラスチック材料を成形することによって作製する試験片、及びシート又は成形品から機械加工によって作製する試験片に要求される形状について規定する。	主な改正点は、次の通り。 ・適正な試験片又は寸法の提示 ・A引張試験片の(1.3)縮尺試験片の幅を縮尺にあった寸法に修正する。 ・C小形引張試験片のタイプCPをISO 8256 Table2のタイプ2からタイプ3に変更する。 ・寸法の異なる試験片の追加 理由: 試験に適した試験片を見つけるための選択肢を広げる。 ・A引張試験片の縮尺試験片(1.2~1.8)の“平行部分の長さ”及び“くびれ部分の曲率半径”について、それぞれ2つの寸法を設定する。 ・C小形引張試験片の厚さに4 mmを新たに追加する。 ・D小形角板(正方形)の厚さに3 mm及び4 mmを新たに追加する。また、長方形の小型角板:Fを新たに設定する。 ・“用語及び定義”の代わりに“Symbol(記号)”の箇条を設置 理由: わかりやすくするため。 ・試験片の各部(長さ、幅、厚さ等)の説明に特化して表の形で記載することにより記載内容を分かりやすくする。		ISO 20753 : 2023, Plastics—Test specimens (IDT)	日本プラスチック工業連盟 一般財団法人日本規格協会
22	JIS	改正	R6255	研磨用ファイバーディスク	Abrasive vulcanized fibre discs	この規格は、主に金属及び木材の研削・研磨加工に使用する研磨用ファイバーディスクについて規定する。	主な改正点は、次のとおり。 ・適用範囲において、この規格が対象とする製品名を“研磨ディスク”から“研磨用ファイバーディスク”に改め、より明確化する。それに伴い、規格名称も変更する。 ・品質における回転試験結果の特性について、要求事項としての明確化を図るため、現行規格にある“破壊しないもの”の規定に、破壊の具体的な規定を追加する。 ・品質において、我が国の市場の実態に即して、“最高使用周速度”を追加する。 ・規格利用者の理解の助けとするため、“構造”の箇条を設けて規定する。 ・寸法において、現行生産していない孔径 40 mmなどを削除するなど、我が国の市場の実態に整合させて改める。 ・試験方法において、外観試験方法を追加する。		ISO 16057:2002, Coated abrasives—Vulcanized fibre discs(MOD)	研削砥石工業会 一般財団法人日本規格協会
23	JIS	改正	T8106	安全靴・作業靴の耐滑試験方法	Test method for slip resistance of protective and occupational footwear	この規格は、製造業、建設業、運輸業、食品小売業などの事業場において使用する安全靴及び作業靴の耐滑試験方法について規定する。	主な改正点は、次のとおり。 ・用語及び定義(箇条3) 試験結果に影響を与えるため、3.鉛直力の定義から“履物”を削除する。 ・装置及び材料(箇条4) 硬質ウェッジの寸法及び図を追加する。 ・試験方法(箇条6) 国際規格には硬質ウェッジとの位置関係や試験時の図が追加されているので、図1a)及び図1b)を国際規格の図に変更する。 ・試験方法[6.2.2 a)及び6.2.2 b)] 硬質ウェッジからはみ出る長さを“2~3mm”から“4mm”に変更する。 ・試験方法(箇条6) 図2に爪先後方試験時の試験方法が記載されていないので追加する。 ・床(7.2) 再調整後に使用するまでの時間について記載がないので追加する。 ・手順(箇条8) 8.9にセラミックタイル以外の床に関する特殊な試験値の算出方法が記載されているが、国際規格では削除されセラミックタイルと同じ算出方法を指定しているため、該当する文章を削除する。		ISO 13287:2019, Personal protective equipment—Footwear—Test method for slip resistance(MOD)	公益社団法人日本保安用品協会 一般財団法人日本規格協会

JIS原案等パブリックコメント実施リスト

注記
 1: 意見及び異議受付期間は、令和7年6月2日～令和7年7月1日
 2: 区分aは、JIS規格原案又はTS原案若しくはTR原案の別を記載
 3: 区分bは、制定、改正の別を記載
 4: 対応国際規格は、対応国際規格が判明している場合に記載

No	区分a	区分b	JIS規格番号等	JIS規格原案等の名称	JIS規格原案等の英文名称	JIS規格原案等の適用範囲	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	原案作成者
24	JIS	改正	Z0109	粘着テープ・粘着シート用語	Glossary of terms used in pressure sensitive adhesive tapes and sheets	この規格は、粘着テープ及び粘着シートに関する用語及びその定義を規定する。	主な改正点は、次のとおり。 ・新しい用語として、一般用語で各種粘着テープの定義を追加する(布粘着テープ、樹脂クロス粘着テープなど)。 ・加工用語の追加(ドライエッチ、乾燥、A巻き、センタードライなど)。 ・環境対応としての用語を新しく追加する(キシレンフリー、VOC-Level、水系粘着テープなど)。 ・VOC-Levelを定義し、その根拠となる規格と試験方法を追加する。			日本粘着テープ工業会 一般財団法人日本規格協会
25	JIS	改正	Z0203	包装—包装貨物及びユニットロード—試験の前処置	Packaging—Complete, filled transport packages and unitloads—Conditioning for testing	この規格は、包装貨物、ユニットロード及び包装材料の落下試験、圧縮試験、振動試験などの試験に先立って行う前処置方法について規定する。	主な改正点は、次のとおり。 ・温湿度条件において、最近の我が国の流通実態に即し、また、国際規格との整合を図るため、条件H1について、“温度27°C、相対湿度65%”を“温度30°C、相対湿度85%”に変更する。		ISO 2233:2000, Packaging – Complete, filled transport packages and unit load – Conditioning for testing(MOD)	公益社団法人日本包装技術協会 一般財団法人日本規格協会
26	JIS	改正	Z1524	包装用布粘着テープ	Pressure sensitive adhesive cloth tapes for packaging	この規格は、主に包装、封かんなどに用いる布を支持体とし、その片面に粘着剤を均一に塗布した粘着テープについて規定する。	主な改正点は、次のとおり。 ・引張強さ(6.3)において、JIS Z 0237の改正に整合させて、次のように改正する。 -引張強さの試験は、常態及び浸水後について行い、JIS Z 0237の箇条8(引張強さ及び伸び)の8.2.2試験装置A(試験方法A)を用い8.3.1試験方法A1による。この場合、試験結果は整数位に丸める。 a)常態は、JIS Z 0237の8.3.1試験方法A1による。 ・保持力(6.7)において、JIS Z 0237の改正に整合させて、次のように改正する。 -保持力の試験は、JIS Z 0237の箇条13(保持力)による。この場合、は(貼)り付け面積は、幅25±0.5 mm及び長さ25±0.5 mmとする。試験用のおもりは、質量1000±5 g、規定時間は15分とし、ずれた距離を測定する。 ・巻戻し力(6.8)において、JIS Z 0237の改正に整合させて、次のように改正する。 -巻戻し力の試験は、JIS Z 0237の箇条11(低速巻戻し力)によって、5.0 mm/s±0.2mm/sの速さで巻戻し力を測定する。 ・寸法(6.9)において、JIS Z 0237の改正に整合させて、次のように改正する。 -寸法の試験は、JIS Z 0237の箇条5(厚さの測定)の5.1.2測定器A(定荷重式)または5.1.3測定器B(ばね式)、箇条6(幅の測定)及び箇条7(長さの測定)による。			日本粘着テープ工業会 一般財団法人日本規格協会
27	JIS	改正	Z3001-3	溶接用語—第3部:ろう接	Welding and allied processes—Vocabulary—Part 3: Soldering and brazing	この規格は、ろう接関係で述語として用いる主な用語及びその定義について規定する。	主な改正点は、次のとおり。 ・ろう接継手に関する用語「ろう付性」及び「はんだ付性」を追加定義する。 ・ろう付とはんだ付に関連する用語定義などを精査したところ、ユーザーの多様化に対応してしない事が判明したため、両分野の用語を別々に定義し直す。 ・ろう接プロセス(ろう接条件)の用語の定義が、ろう付とはんだ付で大きく異なっていたため、「—連続槽におけるろう接時間及び母材温度」をはんだ付とろう付で分ける。		ISO 857-2:2005, Welding and allied processes—Vocabulary—Part 2: Soldering and brazing processes and related terms(MOD)	一般社団法人日本溶接協会 一般財団法人日本規格協会
28	JIS	制定		定格電圧 450/750V以下の電気ケーブル試験方法	Test methods for electric cables with rated voltages up to and including 450/750 V	※この制定案件は、認定産業標準作成機関として制定する規格のため、制定案に対する意見受付公告は、JIS認定機関WEB SITE (https://webdesk.jisa.or.jp/jis/W50M1000/)にて実施する。 なお、この制定にともなう廃止はCSBとして関与するJISのため、本ページ(列:制定・改正に伴う廃止JIS)に掲載する。		C3662-2, C3663-2	IEC 63294 Ed.1.0, Test methods for electric cables with rated voltages up to and including 450/750 V (MOD)	一般社団法人日本電線工業会 一般財団法人日本規格協会